

# 一般社団法人日本神経学会専門医の資格審査等に関する規程

平成26年7月19日改正

## (目的)

第1条 本規程は、日本神経学会専門医制度に関する規則（以下「専門医規則」という。）第7条の規定に基づき、専門医の資格審査および試験に関する事項を定め、適正な運用を行うことを目的とする。

## (研修期間)

第2条 本学会が認定する教育施設、准教育施設および教育関連施設（以下「認定施設」という。）において神経内科研修を行う期間は、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 教育施設で3年以上
  - (2) 教育施設2年以上、かつ准教育施設を含めて合計3年以上
  - (3) 教育施設2年以上、かつ准教育施設・教育関連施設を含めて合計4年以上
  - (4) 教育施設2年未満の場合、准教育施設を含め合計4年以上（准教育施設のみでの4年間を含む）
- 2 前項に規定する研修期間を算定する場合は、一週の勤務実態は4日（32時間）以上を原則とする。  
なお、研修期間として認定する勤務実態は、研修に必要な内容を伴うものでなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育施設での非常勤勤務による研修期間は、次の各号に従って算定し研修期間として認定できる。なお、認定する研修期間は神経内科研修の最後に所属した施設の研修施設指導管理責任者（指導医）が証明書を提出し、その証明書を専門医認定委員会（以下「委員会」という。）が審査して認定する。本項の規定により認定する研修期間は1年を越えないものとする。
- (1) 週3日（24時間）の勤務実態があれば、その期間の3/4を研修期間に認定
  - (2) 週2日（16時間）の勤務実態があれば、その期間の1/2を研修期間に認定
  - (3) 週1日（8時間）の勤務実態があれば、その期間の1/4を研修期間に認定
- 4 外国での研修については、委員会が書類審査のうえ、認定する。

## (専門医試験)

第3条 専門医規則第7条で定める試験は、一次試験を筆頭試験で、二次試験を面接および実技試験により行う。

- 2 一次試験に合格した者には、合格した年の翌年から5年の間に一次試験を免除したうえで、二次試験の受験を3回まで認めるものとする。

## (受験料)

第4条 専門医試験を受けようとする者は、委員会が別に定める受験料を納付しなければならない。

## (試験の公示)

第5条 委員会は、第3条の規定に基づく試験を行うときは、試験日時、受験資格、受験申請方法、受験申請期間、その他専門医試験実施に関する事項を機関誌および学会ホームページで公示しなければならない。

## (第一次試験受験申請手続)

第6条 専門医試験を受験しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添え、公示した受験申請期間内に学会事務局に提出しなければならない。

- (1) 受験申請書
- (2) 願書（正）・（副）
- (3) 医師免許証（写）
- (4) 申請者自身が経験した患者のうち神経疾患の種類および症例数（概数）、疾患名および検査を所定の用紙に記入したもの。
- (5) 研修歴記入表
- (6) ミニマムリクアイアメント達成状況表
- (7) 研修修了証明書
- (8) 受験料

#### （資格審査）

第7条 委員会は、前項により提出された書類により、専門医試験の受験資格を審査するものとする。

2 委員会は、前項の資格審査の結果を申請者に通知しなければならない。

#### （第一次試験の合否判定）

第8条 第一次試験の合否の判定は、委員会が行う。

2 第一次試験の受験者には、合格判定後直ちに判定結果を通知するものとする。

#### （第二次試験の申請手続き）

第9条 第7条第2項の規定による第一次試験の合格通知を受けた者は、次の書類等を通知した期日までに、学会事務局に郵送しなければならない。

- (1) 受験申込書
- (2) 受験料

2 第3条第2項の規定により二次試験を受験しようとする者は、次の書類等を通知した期日までに、学会事務局に郵送しなければならない。

- (1) 受験申込書
- (2) 申請者自身が経験した患者のうち神経疾患の種類および症例数（概数）  
疾患名および検査を所定の用紙に記入したもの。
- (3) 受験料

#### （第二次試験の合否判定）

第10条 第二次試験の評価は、委員会が行い、その結果を理事会に報告するものとする。

2 理事会は、委員会の報告を受けて、第二次試験に合格した者を専門医として認定する。

3 理事会は、前項の規定により専門医を認定したときは、認定を受けた者に直ちにその旨通知するものとする。

#### （専門医の登録および認定証の交付）

第11条 専門医に認定された者は、本学会の専門医名簿に登録しなければならない。

2 専門医名簿に登録する手続きは、通知した期日までに委員会が定める登録料を本学会に納付することによって行う。

3 第1項の基づく専門医名簿への登録および専門医規則第8条で規定する専門医認定証の交付は、登録料の納付を確認した後に行うものとする。

(その他)

第12条 専門医試験の実施に関する細目は、委員会が定めることができる。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正するときは、委員会で審議のうえ、理事会の承認を要する。

付 則

1. 本細則は昭和49年4月1日より発効する。
2. 昭和55年6月5日
3. 昭和63年7月16日
4. 平成5年11月1日
5. 平成6年7月23日
6. 平成8年11月1日
7. 平成10年5月20日
8. 平成12年5月24日
9. 平成15年5月15日
10. 平成18年5月10日

附則

- 1 この規程は平成23年5月18日から施行し、平成24年度に実施する試験から適用する。平成23年度に実施する試験は、なお従前の規定により行う。
- 2 当分の間、旧施設認定基準による教育関連施設での研修は、新施設認定基準による准教育施設での研修とみなす。

附則

この規程は平成26年7月19日から施行し、平成27年度に実施する試験から適用する。